

京都市告示第420号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和6年10月3日

京都市長 松井孝治

- 1 道路の種類 府道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
渋谷山科停車場線	山科区北花山河原町3番地の2地先から 同町1番地の3地先まで	旧	メートル 21.80	メートル 7.56 ~ 8.19
		新	21.80	5.74 ~ 7.56

- 2 道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
壬生緯54号線	中京区壬生辻町12番地の24地先から 同町12番地の12地先まで	旧	メートル 7.60	メートル 2.00 ~ 2.60
		新	7.60	2.98 ~ 3.00
嵯峨経158号線	右京区北嵯峨北ノ段町60番地地先から 同町50番地の9地先まで	旧	44.60	0.60 ~ 1.20
		新	41.00	0.60 ~ 1.15

(建設局土木管理部道路明示課)